

1. 「安全」のまちづくり

②安全な日常生活の確保

前期基本計画の取組状況

(1) 交通安全施設、道路施設の整備・改善と交通安全意識の向上

道路施設については、歩道や路肩の改良、道路反射鏡や防護柵などの整備を行い、歩行者や運転者の安全確保に努めました。

交通安全教育については、PTAや警察関係者、地域住民と連携し、各幼稚園での歩行訓練などの実施や各小学校での自転車教室を開催しています。また、老人クラブや警察関係者と連携し、交通安全キャンペーンや交通安全教室を開催するなど、さらなる交通安全意識の啓発・広報活動に取り組みました。

(2) 防犯体制の充実・強化

街頭補導活動や港まつりなどの祭りの開催にあわせた夜間の巡回補導活動を実施しています。また、青色回転灯パトロール車による防犯パトロールを行うとともに、防犯協会、安全なまちづくり推進協議会・小松島警察署と連携し、JR四国内各駅前の放置自転車の撤去等を行い、防犯意識の普及に努めました。

(3) 消費者意識の啓発と消費者保護の体制づくり

消費生活が複雑・多様化していることから、平成22年8月に「小松島市消費生活センター」を開設して消費生活相談を行い、迅速で適切な情報提供に努めています。また、高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺などの被害を未然に防止するために、消費生活に関する講演会の開催や消費者協会に委託して消費者展を開催し、消費者意識の啓発に努めました。

現況と課題

小松島市安全なまちづくり条例

平成6年に市民の皆さんとの安全で快適な生活の増進に寄与することを目的に制定されました。現在、防犯協会、警察、金融機関、消防、消費者協会、交通安全協会、交通安全母の会、老人クラブなどから構成される「安全なまちづくり推進協議会」を組織し、犯罪や事故、災害のない安全で住みよいまちづくりの実現に向けた取り組みを進めています。

暴力団排除条例

平成24年に市民の皆さんの安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に制定しました。

交通安全

小松島市内で、平成21年中は318件、平成22年中は349件、平成23年中は302件の交通事故が発生しました。これは、ほぼ毎日、市内のどこかで交通事故が発生していることになります。交通事故による死者数は、平成21年中は1人、22年中は3人、平成23年中は1人となっており、毎年市民の尊い人命が交通事故により失われています。

急速な高齢社会の進展や自動車保有台数・運転免許人口の増加に伴い自動車交通量が今以上に増大し、小松島市の交通安全の確保は、より一層困難になっています。

防犯活動

もっとも有効な防犯対策は、地域において、住民がお互いの顔を知っている状態です。小松島市では、小松島市防犯協会を組織するとともに、市内を10地区に分けて防犯活動を行っています。さらに小松島地方防犯連合会及び警察等と連携し、少年非行防止と健全育成活動・地域防犯活動の推進に努め、市民の皆さんの防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の強化を図ることによって安全で安心なまちづくりをめざしています。また近年、地域における犯罪の防止と子どもたちの安全を守るため、全国的に青い回転灯を装備した車での防犯パトロールが行われており、小松島警察管内（小松島市・勝浦郡）においても16台の青色回転灯パトロール車が巡回しています。

消費生活活動

国では、消費者行政の一元化を図るため、平成21年9月に「消費者庁」が設置されました。しかし依然として、食品の産地偽装や消費期限の改ざん、悪質商法による消費者被害や振り込め詐欺の被害が後を絶たず、国民の「食」や「暮らし」の安全・安心が脅かされる事件が発生しています。また、多重債務問題も未だ存在しています。

小松島市では、平成22年8月に「小松島市消費生活センター」を開設して、消費生活に関する相談業務を行っています。消費生活センターには、平成22



小松島市消費生活センター

年度が228回、平成23年度が182回(120件)の相談が寄せられており、今後も複雑な相談が増えると予想されます。

また、消費生活での被害を未然に防ぐためには、一人ひとりが被害を防ぐための知識や判断能力を身につけることが重要であり、今後も消費者被害に関する情報提供をはじめ、消費者教育や啓発を行っていく必要があります。

基本方針

交通安全対策

「市は、市民の皆さんを交通事故から守るため、道路施設や交通安全施設の整備を進めます。また、関係機関と連携しながら市民の皆さんに対する交通安全意識の啓発や広報活動を行います。」

国や県など道路管理者と連携・協力しながら道路施設や交通安全施設の拡充とともに、警察・交通安全母の会・老人クラブ・交通安全指導員など各機関・団体が連携して交通安全教育や広報・啓発活動をより一層推進することにより、交通安全意識の高揚を図り、市民の皆さんのが安全で安心できる交通環境を確立します。

防犯活動

「市は、市民の皆さんに対して防犯意識の啓発のための活動を行います。また、市民の皆さんがそれぞれの地域で積極的に結束を図ることを支援し、地域全体で協力体制を構築し、防犯活動の強化を図り、安全な社会生活を送れるよう犯罪のないまちづくりを推進します。」

市は、安全・安心な社会生活をいとなめるまちづくりに向けて、個人に対する防犯意識の啓発・高揚を行うとともに、地方防犯連合や関係機関と連携し地域防犯活動を支援し、地域における自主的な防犯活動の強化を図ることによって、安全で安心なまちづくりを推進します。

消費生活

「平成22年8月に開設した小松島市消費生活センターを中心に、消費生活における各種トラブルの解決を支援します。また、市民の皆さんへ消費者トラブルの情報を提供します。さらに、市民の皆さんに、消費者教育を通して意識の向上を図ります。」

小松島市消費生活センターで実施している相談業務を通じ、消費者の立場に立ち、消費生活における各種トラブルの解決を支援します。

また、消費者トラブルについての情報提供を行います。さらに、市民の皆さんに対して、必要な情報や教育機会の提供といった消費者保護政策に取り組むことで、市民の皆さんの安全安心な消費生活を確保します。

施 策 体 系

●安全な日常生活の確保

- ➡ 交通安全施設、道路施設の整備・改善と交通安全意識の向上
- ➡ 防犯体制の充実・強化
- ➡ 消費者意識の啓発と消費者保護の体制づくり

主 な 取 組

(1) 交通安全施設、道路施設の整備・改善と交通安全意識の向上

- 国や県といった道路管理者と協力しながら、歩道や自転車専用道路の整備、横断歩道や信号機、道路標識の修繕、ガードレール・カーブミラー等の設置や改修など道路施設、交通安全施設の整備・改善を行います。市道については、国の交付金を活用し、危険度の高いものなど優先順位について検討し、効果的・効率的な整備計画を立て、歩行者や自動車・自転車の運転者の安全確保を行います。
- 通学路については、市教育委員会が中心となって、道路管理者及び警察署と連携・協力しながら、交通安全の確保を行います。
- 市は、年齢に応じた交通安全教育を実施します。例えば、保育園児、幼稚園児、小学校低学年児童に対しては紙芝居、腹話術、寸劇及び簡易信号機での歩行訓練などを実施します。市内各小学校では、自転車に乗り始める3、4年生の児童に対して、簡易信号機での自転車教室を開催します。6年生の児童に対して、中学入学にあわせて自転車路上訓練を開催します。また、通学路においてドライバーへ交通安全を呼びかけるキャンペーンなどを随時実施するほか、交通安全リレー旗³を活用し、交通安全運動を推進します。
- 高齢者の死亡事故が半数以上多いことから、高齢者の夜間の交通事故防止、高齢ドライバーへの運転教育を目的に、老人クラブでの各種講習、交通安全教室など重点的な取り組みを実施して高齢者的人身事故の予防を図ります。

³交通安全リレー旗 昭和47年6月30日発足の小松島市交通安全母の会連合会が、児童の交通安全運動推進の一つとして「交通安全リレー旗」を作製し、51年4月から小松島市内の11小学校で4月を除き毎月1校を巡回して、担当する小学校を「交通安全リレー当番校」として指定し、より一層の交通安全運動を進めています。

(2) 防犯体制の充実・強化

- 各地域に応じた組織体制の強化を図り、夏・秋祭りなど地域行事にあわせた夜間特別巡視、街頭補導の実施などを通じ、犯罪防止に対する意識と地域の連帯感の高揚を図ります。
- 社会福祉協議会が行っている「地域の子どもを守る活動」や地域防犯推進会の自主的活動を奨励し、近隣相互協力体制の維持及び関係機関・団体との連携強化を図ります。
- 小松島市防犯協会、安全なまちづくり推進協議会、小松島警察署と連携し、小松島市内にある4つのJR四国各駅前での放置自転車の調査、整理、撤去等の普及宣伝活動を行うことにより防犯意識の普及を図ります。

(3) 消費者意識の啓発と消費者保護の体制づくり

- 商品の安全性や様々な消費者トラブルなどについて、広報誌や消費生活センターだより、また、市役所一階掲示板や「消費者月間」などのキャンペーンを利用して、「1人で判断せず必ず誰かに相談する」といった予防策や具体的な被害事例などの情報提供を行うとともに、小さい時から消費者教育を推進し、消費者トラブルの未然防止を図り、引き続き消費者意識を高めていきます。
- 食品の安全性やリサイクル活動など市民の皆さんの消費者としての自主的な活動を支援します。
- 小松島市消費生活センターは、多様化する消費者トラブル、複雑化する相談内容について、専門知識をもつ消費生活相談員が親身になり問題の解決にあたります。また、多重債務問題については、弁護士や関係機関と連携し、生活再建を支援します。